

グリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」 フェーズ2（浮体式実証）の実施候補区域の選定に向けた都道府県からの 情報提供の受付について

2023年2月

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室

1. 情報提供依頼の趣旨

グリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」(GI基金)については、今後急拡大が見込まれるアジアの市場を獲得するためには、風車の大型化に対応して設備利用率を向上し、コストを低減させることが不可欠であることから、2022年より台風、落雷等の気象条件やうねり等の海象条件等のアジア市場に適合し、また日本の強みを活かせる要素技術の開発(フェーズ1)を4分野において進めつつ、最速2023年度からシステム全体として関連要素技術を統合した浮体式実証(フェーズ2)を行うことで、浮体式洋上風力発電の商用化につなげることを目的に実施しています。

フェーズ2における実施海域及び事業者の選定については、令和4年9月30日の第15回洋上風力合同会議(※1)においてその考え方を提示しました。

これを踏まえ、GI基金フェーズ2(浮体式実証)の候補海域の選定に向けた情報を収集することを目的に、都道府県に対して実証実施のニーズ等に関する情報提供を依頼することとしました。

(※1) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第15回) 参考資料 グリーンイノベーション基金洋上風力発電の低コスト化プロジェクトフェーズ2(浮体式実証)について

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/015_s01_00.pdf

2. 今回の情報提供依頼の位置付けについて

今回の情報提供依頼は、GI基金フェーズ2(浮体式実証)の候補区域の選定に向けた情報を都道府県から収集することを目的としており、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(再エネ海域利用法)及び「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」(区域指定ガイドライン)に基づく各年の情報提供依頼とは異なるものとなります。

今回の情報提供では以下の要領で受付を行うこととします。

◆情報提供を受け付ける区域の対象

下記HPにおいて公表している「促進区域」、「有望区域」及び「一定の準備段階に進んでいる区域」のどの区域にも整理されていない区域を情報提供の対象とします。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930004/20220930004.html>

3. 選定における必須事項及び考慮事項

各都道府県より提供された情報等に基づき、国及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、実証候補海域の選定を行います。

選定にあたっては、以下の「必須事項」に合致していることを確認したうえで、「考慮事項」の状況を勘案して、実証候補海域を選定します。

(1) 必須事項

- ① 候補区域における実証事業の実施により操業上の調整が生じる者から、実証を実施することに対する理解が得られていること
- ② 将来、候補区域に隣接する区域の促進区域化を目指していること
- ③ 候補区域の水深が50m以上であること

また、迅速かつ効率的な区域選定及び実証実施を担保する観点から、情報提供を行う都道府県として以下の事項に同意できることを条件とします。

- ・ 必須事項①について、都道府県の水産部局が責任を持って、区市町村や事業者等が行う漁業者等の特定・調整（以下、「調整等」）の確認を行うとともに、仮に調整等上の問題が生じた際には都道府県が主体的に対応すること
- ・ 実証事業者が地元関係者等との調整を行う際に、都道府県として必要な協力（例えば、実証事業者が実施計画の作成を行うにあたり都道府県が保有する関連情報を提供することや、実証事業者が区市町村や漁業者等の地元関係者への説明や調整を行うために都道府県から連絡・調整を行うこと等）ができること
- ・ 今回情報を提供した区域の一部又は全部が実証候補海域として選定され、かつ当該海域においてフェーズ2実証を実施する事業者が選定された場合には、当該事業者からの、実証候補海域における都道府県条例に基づく海域占有許可申請に対し、条例に規定する基準に沿って許可を行うこと

(2) 考慮事項

- ・ 対象区域における利害関係者の特定及び、地元への報告等の場（下記<参考>を参照）を設置することに対する調整の状況（関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮）
- ・ 対象区域において想定される出力規模（基数）
- ・ 将来促進区域を目指す区域の想定及び当該区域における利害関係者の特定並びに調整の状況
- ・ 実証実施に当たっての条件（例えば、漁業影響を勘案し、浮体形式を限定するなど）
- ・ 各都道府県において、本実証事業の成果を踏まえた、「将来の地域に根ざした洋上風力発電のあり方」等に関する議論の場を設けることに係る検討・調整状況
- ・ その他政策的観点から浮体式洋上風力発電の推進に資する要素

<参考>

本実証においては、事業者が設置する地元への報告等の場において、以下の事項を継続的に報告・調整することを想定しています。本報告等の場には、実証事業者、都道府県、区市町村、漁業者等利害関係者、有識者等が参画することを想定しています。

- ・ 実証事業の進捗等に関する報告
- ・ 実証事業の実施に当たり、漁業者等利害関係者と調整が必要となる事項（発電設備の設置場所、工事期間における漁業操業調整等）
- ・ 漁業者等の実証事業への参画のあり方（漁業影響の把握に向けた漁獲量調査、警戒船の備船など）

4. 情報提供の受付期間

受付開始日 2023年2月13日(月)

最終締切日 2023年3月13日(月) 17時 必着

5. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室

電話：03-3501-6623 FAX：03-3501-1365 住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1